

คำชี้แจงสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
เรื่อง การขอรับการส่งเสริม สนับสนุนการจัดตั้งสถาบันพัฒนาบุคลากรทักษะสูง
ตามประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ที่ 11/2565

非公式記

投資委員会事務局説明書

件名：投資委員会布告第 11/2565 号に基づく
高度人材開発機関の設立への支援措置に基づく奨励申請

仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 11/2565 号「高度人材開発機関の設立への支援措置」に基づく民間企業による高度人材開発機関の設立を支援するための投資奨励を明確化するため、投資委員会事務局は以下の通りに説明書を発行した。

第 1 項 本説明書において

1.1 高度人材開発機関とは、以下のいずれか一つの場合を指す。

(1) 私立学校法に従う基準、方法および条件を有する職業教育カリキュラムを行うあるいは高等教育科学研究イノベーション省が同意した教育カリキュラムを行う職業訓練学校、教育訓練機関、または職業学校

(2) 仏暦 2560 年（2017 年）5 月 26 日付国家平和秩序維持評議会議長の命令第 27/2560 号「理科および技術に関するタイ国の教育開発」および仏暦 2560 年（2017 年）5 月 26 日付第 29/2560 号「海外高性能大学校による教育実施の促進」に基づく高性能学校または大学校

1.2 高度な科学、技術、工学、数学の分野に関する教育訓練とは、高等教育科学研究イノベーション省が指定した、ターゲット産業向けの人材スキルニーズ (Future Skills Set) を満たす教育カリキュラムを有する教育訓練など科学 (Science)、技術 (Technology)、工学 (Engineering)、数学 (Mathematics) の分野いわゆる高度な STEM に関する職業教育の教育実施

第 2 項 奨励申請者の資格および条件

2.1 本措置に基づき高度人材開発機関の設立に投資する投資奨励申請者は、本措置は既に操業している既存プロジェクトを対象とし法人所得税免除の恩典を付与するため、被奨励事業か否かを問わず、既に操業している事業であること。その既存プロジェクトは、本措置に基づく奨励申請の際に制定されている投資委員会が発表した投資奨励対象業種に該当する事業であること。仏暦 2565 年（2022 年）12 月 16 日付投資委員会事務局布告第 Por. 4/2565 号およびその改定増に基づく法人所得税の恩典付与対象外とする学校および教育訓練機関、または業種はこれらに含まれない。

2.2 業種 10.7.1 職業訓練学校あるいは業種 10.7.2 高性能学校または大学校において投資奨励を申請する高度な科学、技術、工学、数学の分野における高度人材開発機関の設立プロジェクト（新規投資プロジェクト）の投資奨励申請者は、第 2.1 項の既存プロジェクトの同一法人の下で奨励を申請するか、既存プロジェクトの事業主が全株式を保有する新規法人名義で奨励を申請することが出来る。

2.3 既に投資奨励を受けているプロジェクトは、法人所得税の免除・減税期間終了後または法人所得免除が付与されていないプロジェクトである場合、本措置の下で奨励申請が出来る。また、既に奨励を受けているプロジェクトおよび新規投資プロジェクトは、本措置に基づく奨励申請前に計画通りに操業開始を完了させること。

第3項 奨励申請

3.1 仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 11/2565 号「高度人材開発機関の設立への支援措置」に基づく「高度人材開発機関の設立への支援措置に基づく奨励申請書添付書式（F PA PP 60）」とともに、サービス事業用投資奨励申請書（F PA PP 03）を用いて、奨励申請書を提出すること。

3.2 高度人材開発機関の設立プロジェクトの投資が完了し、事務局よりプロジェクトに基づく操業開始許可書を受理した場合、高度人材開発機関の設立に投資する者である既存プロジェクトは、既存プロジェクト向けの恩典を申請するために「高度人材開発機関の設立への支援措置に基づく投資奨励申請書（F PA PP 61）」を用いて、奨励を申請すること。

第4項 高度人材開発機関の設立への支援措置に基づく投資金額の計算指針

事務局は仏暦 2545 年（2002 年）1 月 28 日付投資委員会事務局布告第 Por. 1/2545 号「投資金額の定義」に基づき、建物、実験室、カリキュラムに従った教育または訓練に使用される機械および設備の実験室の建設費など免除される法人所得税の金額として計算する投資あるいは支出の金額の計算指針を使用する。奨励申請日より条件に応じた操業開始期限日まで投資金額（土地代および運転資金を除く）を計算する。

第5項 既存プロジェクト用の法人所得税免除の恩典行使指針

5.1 法人所得税免除対象の収入は、奨励証書取得後に発生する収入であり、奨励証書発給日の翌日からとする。

5.2 法人所得税免除の恩典行使は各会計期間の高度人材開発機関の設立に投資する者である既存プロジェクトによる純利益の全額のみを対象として利用すること。分けて一部だけ利用することは出来ない。

5.3 奨励取得者が純利益を持ち、法人所得税免除の恩典利用を希望せず、法人所得税を納付した年には、納付された法人所得税税額が奨励証書に示された法人所得税免除金額から引かれない。しかし、法人所得税免除の期間は継続して計算される。

以上、お知らせする。

（署名）

投資委員会事務局

仏暦 2566 年（2023 年）8 月 8 日